

ソ連における市場経済化プログラム*

西村可明

本稿は、拙稿「ソ連経済改革構想の現況」(『経済研究』第41巻第4号)の続編にあたる。そこでは1987年改革とその後の論争を概観し、さらに政府・共産党関係の報告、決定および法令など基本文書の検討を通じて、89年秋以降90年夏までの改革構想の変遷を跡づける作業を行った。ところが90年9月から10月にかけて、ソ連では改革プログラムの策定において、大きな前進がみられた。すなわち、まず9月にソ連邦最高ソビエトにルイシコフ政府プログラム、シャタリン・プログラムおよび後者寄りに両者を統合したといわれるアガンベギャン・プログラムの3つが提案され、検討された。その際にはそのいずれも採択されるに至らなかったが、その後、前二者を統一あるいは折衷する形で提出された大統領プログラムが、10月19日に正式に承認され、実行計画となった。こうして合計4つの市場経済化プログラムが公式に提出されたが、内容的には、漸進主義のルイシコフ政府プログラム、急進主義のシャタリン・プログラムおよび両者の統合を図った大統領プログラムの3つが基本的に重要になる。本稿では、ソ連の政治経済条件を考慮しつつ、この三者を比較検討することによって、その特徴を明らかにし、ソ連における市場経済化の問題点を考察する。またその後の改革実施状況を概観して、ゴルバチョフ政権の市場経済化政策の動向を見極めることにしたい。ソ連の状況は極めて流動的であるため、ここでも前稿同様に、基本文書の検討を通じて、状況のラフなデッサンを行うことで、ソ連市場経済化問題の基本特徴を明らかにすることに主眼がおかれている。

I ルイシコフ政府プログラムの変遷と改革措置

ルイシコフ政府の市場経済化プログラムの内容は、次の文書から推測することができる。すなわち1989年12月の第2回ソ連人民代議員大会でのルイシコフ報告『効率、団結、改革——健全な経済への道』、90年5月のソ連最高ソビエトでの同報告『わが国の経済状態と規制される市場経済への移行構想について』、7月の大統領評議会・連邦評議会の合同会議での報告、9月のソ連邦最高ソビエトでの同報告がそれである¹⁾。これらの報告文書とこの間に制定された法令を子細に検討してみると、ルイシコフ構想の特徴の一つは、そのラディカル化にあるといえる。その変化は、89年12月当時顕著に見られた、社会主義の枠内での合理化という主張の後退と要約できる。9月報告でも「社会主義刷新の論理」という見解が維持されているから、その枠が完全に放棄された訳ではないが、同時にこの間の大きな変化を見ないとすれば、それは誤りとなろう。この様な変化の背景には、C・シャタリンが大統領評議会メンバーに任命され、H・ペトラコフが経済問題担当大統領補佐官に就任するなど、ラディカル改革派が政治の表舞台に登場し、改革構想をめぐるイデオロギー論争の分野で露払いの役割を果たしたという事情がある。しかしルイシコフ政府構想が、この様にラディカル改革派と保守派との政治的妥協の産物として形成されたことは、改革措置の間に様々な矛盾や不整合をもたらし、構想の輪郭を不分明にする結果となった²⁾。本節ではこの様なルイシコフ政府の市場経済化構想を簡単に紹介する。

* 本研究は、前稿の場合同様、「文部省科学研究補助金」(一般研究C)の助成を受けた。

〔改革テンポ〕 改革テンポに関するルイシコフ政府見解は、4報告に一貫しており、それは「抜本的で穏健な改革」(傍点一引用者)と表現される。すなわち「変革の最大限加速化」という見解は、社会経済的ショック(インフレ、失業、社会的緊張)が大きくなりすぎることを理由に退けられ、一定期間をかけて市場経済に漸次的に移行することが提案されている。この点はルイシコフ構想の一大特徴をなす。経済危機から脱出するには「規制された市場経済」への移行を急ぐべきであるが、他方では、経済連関の解体を回避し、市場経済化の否定的結果から住民を保護する観点からは、急ぎ過ぎてはならないという考慮がそこにはある。

従って、市場経済化は次の3段階を経て行われる。第1段階(90年末まで)は、市場経済の法的基礎の整備、価格形成改革の準備、社会保障制度の準備の時期である。第2段階(91~92年)は、市場経済への移行措置のセットを実施し、価格形成制度、社会保障制度、税制、信用制度の改革を行う。また所有形態の多様化、企業家精神の支援および金融財政政策と結び付いた生産構成変化とともに消費財市場が改善される。92年までに資金と物財とのバランスを回復する。91年に卸売価格と小売価格改定を行い、次いで商品グループ別に価格を漸次自由化し、92年には70%まで自由化する。この2つの段階では、財政赤字や消費財不足の克服が緊急課題になる。第3段階(93~95年)は、財政健全化、新価格制度、新税制などを前提にして、行政的制限の縮小、競争の強化とともに市場が回転し始め、経済復興と経済危機克服の基礎が形成される。

〔計画と市場〕 89年12月のルイシコフ報告では、市場は国家的規制と結合されて、「効率促進の積極的用具」になるという、用具論的位置付けが与えられ、市場経済は社会主義の枠内に止まることが強調されていた。しかし5月報告では「規制される市場経済」への移行が主張され、ソ連経済は市場経済になるべきことが明確にされた。そしてこの移行のために形成され

べき条件として7点が指摘されたが、それは大部分が、後ののべるシャタリン見解と同様である。重要な相違点は、「規制される市場」の主張の中で、経済に対する国家の直接的働きかけの余地を残している点にある。というのは、「規制される市場」の含意として、経済発展の予測、目的優先順位の決定、社会保障など国家による経済政策の作成、その実現のための、金融財政的な経済的手段による制御、そして経済に直接働きかける規制用具の国家保持が主張されているからである。なお9月報告では移行目標が「規制される社会的志向市場経済」と規定され、西独の「社会的市場経済」を連想させるものとなっているが、報告を読むかぎりとくに新しい内容が加わっているとは思われない。

市場の範囲については、12月報告では、商品市場に主眼がおかれ、金融市場、労働市場の導入は明示されていない。これに対して、5月報告になると、信用市場・有価証券市場を含む金融市場の導入が明言され、その過剰流動性対策としての意義も述べられた。また労働市場が公認され、住宅市場の必要性、軍需産業の民需転換、低効率企業の閉鎖などによる雇用問題深刻化の恐れも指摘された。次ぎに価格改革については、自由価格への一挙移行に反対する慎重な態度で、ルイシコフ政府構想は一貫していた。その方針は、まず国内価格を世界市場価格水準へ行政的に引上げ、その後に国家統制のもとで漸次自由化して、市場的価格形成に移行するというものである。90年5月報告によると、91年の価格改定で、新卸売価格(平均46%値上げ)、新農産物買付価格(主要農産物55%値上げ)、新小売価格(食品平均で2倍、織物とその製品30~50%、靴35%の値上げ)、新料金(日常生活サービス70%、航空・鉄道運賃50%の値上げ)を導入する。国家固定価格、規制価格(価格表からの乖離範囲が設定される)、自由価格のうち、小売流通に自由価格が占める割合を91年には10~15%とし、その後その割合を漸増させることが予定されている。漸進的自由化の理由としては、一挙に価格自由化すると早期の市場安定化がはかれる反面、中間層まで生活

条件が急激に悪化してしまう問題が指摘されている。しかし9月報告では、92年中に自由価格割合を70%まで引き上げる目標が掲げられた。

銀行制度改革の要点は、5月報告によると、中央銀行—商業銀行からなる二層銀行システムへの移行にある。ゴスバンクは中央銀行化され、発券業務、貨幣流通量管理、信用政策を行う。ソ連工業建設銀行・農工銀行・住宅社会銀行などは株式会社の商業銀行に転換される。あわせて貸付金利が現在の短期2.5%、長期1%以下から、91年には1年未満6%、3~5年9%、5年以上11%に引上げられる。

税制改革では、12月と5月の報告によると、91年から統一利潤税(45%)が導入される。これには、企業から国家への資金控除ノルマチーフの個別化を克服し、企業予算制約をハード化する意図がある。住民に関しては累進所得税が適用される。さらに独占とインフレの対策として、超過利潤(工業で30%、農業で40%の限界収益性水準を越える利潤)税や対労働報酬フォンド増加税が考慮されている。

対外経済関係の分野では、5月と7月の報告で、対外経済活動の国家独占の廃止と企業の直接的対外経済活動が認められた。企業の外貨自己補填制を廃止し、外貨市場を形成し、ルーブリの交換可能性を確立する方向が明示され、連邦や共和国における外貨フォンドの設置が提案された。外資導入の積極化、外国貿易の認可制・割当制も主張されている。

最後に市場経済への移行にともない、国家管理機関もまったく新しい原理で組織されることになるが、とくに企業の省別所属が廃止され、残される省庁の機能は市場の規制と市場インフラの整備となることが、7月報告で明らかにされた。

[所有と管理] この問題でも、ルイシコフ政府構想の顕著な変化が観察される。89年12月報告では、所有形態の多様化の必要や赤字コルホーズなどの賃貸借企業・協同組合・農民経営への再編の必要が指摘されたが、しかし土地を含む私的所有の導入と小企業の売却を含む大

規模非国有化には政府は賛成できないと明言されており、国有企業の私有化に対する政府の否定的態度が明確であった。所有関係の抜本的変革に政府は極めて消極的であった。ところが5月報告になると、企業家育成には所有関係の変更の必要ことが言及され、さらに7月報告では、7~8月に相当数の国有企業を株式会社化すること、商業・公共食堂・日常生活サービス企業の労働集団・家族・個人への売却または賃貸しを推進すること、国有資産運用特別機関を設立することなどが提案された。ここで示された見解は、株式売買の自由を原則的に認めた90年6月の閣僚会議決定『有価証券規程』、工業で雇用労働者200人までの個人小企業を公認した8月の同『小企業の設立と発展のための手段に関する決定』とあわせて考察するならば、明らかに私有化承認への傾斜を示すものである。しかし政府構想では、9月の時点でも依然として、国有企業私有化には重点が置かれていないし、その私有化構想は漠然とした印象を与える。

[所得分配・社会保障] 89年12月報告では、91年より企業の自主的賃金額決定を認めるとされている。90年5月や7月の報告でも、インフレに対応する所得改定メカニズムとしてのインデクス方式の導入(91年)、小売価格引上の際の住民の所得補償(70%)の実施が提案された。雇用法制定による労働権の保護も提案されている。

[連邦・共和国関係] ルイシコフ政府見解は、全連邦市場に基づいて、共和国を連邦に統合するという連邦維持路線である。しかし5月報告では、「共和国の経済主権」の承認に止まっていたのが、9月報告になると、「共和国の国家的、経済的主権」の強化過程と統合過程との両立という主張に変わり、共和国国家主権の承認に至っている。しかし共和国の国家主権と連邦へのその統合とがいかにして両立可能であるのか、必ずしも明らかでない。この様な変化は、共和国により独立宣言や主権宣言が次々に行われ、連邦法令が拒否されるような事態の中で、

危機の深刻化を回避するために連邦政府が行った譲歩と見ることができる。

〔経済安定化〕 市場経済化は経済安定化なしには行えないというのが、ルイシコフ政府の立場であり、経済安定化問題では、過剰流動性対策、消費財市場安定化策が最緊急課題と見なされているが、同時に政治的安定化による法律遵守の雰囲気醸成、企業間の経済連関の維持も重視されている。過剰流動性の増加防止策としては、89年12月報告によると、国防費・行政費の一貫した削減、生産的投資の安定化、その他全財政支出の削減により、財政赤字をGNPの10%の現状から93年に2~2.5%(200~250億ルーブリ)まで引下げる。その7月報告にもあるように、財政総支出に占める社会的経費の割合が3分の2に達する状況で、財政赤字の急な削減は無理だという判断から、漸次的削減の方針が採用されている。またすでに述べた新税制による所得規制もその防止に有効である。さらに投資の分権化に伴う投資加熱を抑制するため、2年以上の建設期間となる生産的建設の企業自己資金による実施の原則的禁止、新規建設投資見積額の30%以内の国庫納入が提案された。次に過剰流動性の吸収策としては、価格引上の他に、国債・株式や国有住宅の市民への売却、菜園用地などの賃貸し、無利子前払制による不足商品(自動車、ビデオなど)の国家保証販売、高級輸入品販売網の整備、貯蓄銀行預金金利の引上が、12月報告で提案された。ここでは商品供給の増加策として、大衆消費財の増産、軍需産業の民需転換、農村刷新が提起されたが、9月報告では、西側支援の消費への充たは否定されている。

企業間の経済連関を確保するために、重要生産物の国家発注の維持(5月報告によると生産財総生産高に占めるその比重は40%以下)と、資材機械補給機関の再編による卸売商業網の形成が考慮されている。最後に、国際収支悪化に直面して、原材料・大衆消費財・薬品・食料の輸入の50%削減と、企業外貨自己補填制の導入が提案された³⁾。

〔改革措置〕 ルイシコフ政府は、以上の様な改革構想に従って、89年12月以降90年8月までの間に一連の基本法令を制定し、改革措置を実施した。その紹介は前稿で行ったので、ここでは省略するが、この間にルイシコフ政府が、所有形態多様化・株式会社化・小企業形成の促進、統一的税制の導入、企業オートノミーの承認、金融市場の公認など、市場経済化のための措置を実施してきたことは明らかである。この点は市場経済に向けての一步前進だと評価できるし、その一步はそれなりに大きなものといえる。しかしこのプロセスでは、その構想同様に、社会主義的原則への拘泥が顕著に見られ、それが一法令内部にも諸法令間にも不整合を生みだし、政府が自ら定めた基本法に抵触する恐れのある法令を後から制定するなど、この間の改革プロセスは矛盾に満ちたものとなっている。この様な事態は、その改革構想が時間の経過とともによりラディカルに変化して行くと同時に、それが社会主義の枠内に止まろうとするところから生じる改革構想の中途半端さの結果でもある。その様な中途半端さはシャタリン・プログラムを見ると一層明確になる。

II シャタリン・プログラム

シャタリン・プログラムとは、ゴルバチョフとエリツィンの合意に基づき設置された作業グループの手になる『市場への移行、構想とプログラム』のことである。その特徴の1つは、「我々のプログラムが十分に断固としていて、権威あるものならば、外国は我々を支援する……」と述べたことに示されるように、それが西側の目を明確に意識して書かれている点にある。ラディカル改革派がむしろハンガリーなど東欧改革先進国の経験を参考にしながら、改革構想を検討していた87、88年当時に比べ、ここでは西側への配慮と西側見解への傾斜が顕著になっている。またプログラムが冒頭で「可能なものはすべてを、国家から取り上げ、人々に返却する」課題を提起しているように、国有資産と経済運営の大規模な非国家化が、その明確な基本路線となっている⁴⁾。この点にも見られる

ように、シャタリン・プログラムのばあい、社会主義イデオロギーを拒否する姿勢が顕著である。

【改革テンポ】 シャタリン・プログラムは、「500日プログラム」とも呼ばれる。「500日」という日数は一種のシンボルであって、経済システム転換を確固として実行する意気込みの政治的表明だといわれる。確かにこの日数自体はあまり重要でないかもしれないが、しかし5年以上を予定していたルイシコフ・プログラムと比較し、そこには市場経済への移行の加速化の意図が明確に込められている。「500日」は次の4段階に分かれる。

第1段階は90年10月1日からの、緊急措置プログラム実施の100日間である。90年末までに市場経済化法案のセットを採択する。所有改革はこの段階から一貫して推進する。銀行制度、税制の改革を実施する。第2段階は、100日から250日まで、91年1月始めからの150日間である。価格自由化と厳格な金融財政引締めが課題となる。第3段階は、250日から400日まで、91年6月上旬からの150日間である。課題は生産財・消費財市場の安定化と市場関係拡大にある。価格安定化と均衡財政が成立し、ルーブリの交換可能性の条件が形成される。第4段階は、91年11月上旬以降の、400日から500日までの期間である。経済の回復が始まる。課題は、市場の自動制御機能を保証する競争的環境の形成の促進にあり、非国有化、非独占化が推進される。競争と企業家活動の発展、価格安定化に伴い、引締政策の緩和と構造政策の実施が可能になる。

【計画と市場】 新経済システムとしての市場経済への移行のために、過渡期に作り出すべき市場の機能条件として、次の8点が指摘される。①経済主体の自由の確保、②経営結果に対する経済主体の完全な責任負担と、これらの前提条件としての新所有関係、③競争条件の整備、④自由価格形成、⑤市場領域の拡大(労働市場、資本市場の導入)、⑥経済開放化、⑦社会保障制

度の整備、⑧経済への国家の直接的介入の拒否と、マクロ経済政策による市場の否定的結果の除去。このうち⑧の条件が、「経済に対する国家の直接的働きかけ」の可能性を残していたルイシコフ構想と異なる重要な点である。市場の範囲には、商品・労働・資本が含まれる。第1段階から外貨市場が形成され、第3段階で住宅市場が拡大される。

次に価格改革については、短期的直接的価格自由化の方針が提起されている。第2段階で、企業間の直接連関か卸売商業機関を通じる生産物納入には自由価格か契約価格を適用し、小売価格については、91年中に必需品価格を維持しながら、行政的価格引上げは行わずに、段階的に国家価格統制を廃止していく。インフレに対しては、金融財政政策で対処する。期待される価格水準は、今日の国家価格より高いが、閾値よりはずっと低い水準である。91年前半には、小売価格変動を考慮して、所得のインデクス化を導入する。ただし大衆消費財の価格高騰のばあい、共和国政府などは価格凍結が可能である。400日以内に、生産物・サービスの70~80%の価格が自由化される。ただし、基礎的第一次的燃料・原料、限られた生活必需品については、国家統制を維持する。

銀行制度改革は、第1段階における二層銀行システムの導入と商業信用の発展が考えられている。第2段階で厳しい金融財政の引締めにより、企業は資金不足と販売困難に陥る結果、需要への適合努力や消費者との結付きを強化するという、楽観の見通しが与えられている。10月以降の6か月以内に、新利率体系の導入によりその平均水準を行政的に引上げ、その後は利率の自由化を推進する。住民の預金金利は、1月1日より預金期間により5~7%に引上げる。インフレが深刻なばあい、預金インデクス化を実施する。

税制改革では、賃金増加の税規制は90年末までとし、91年1月より統一利潤税を導入し、また従来の取引税は、新取引税と間接税(アルコール類・煙草・自動車など)との2種類に分ける。住民の累進所得税は税率を引下げ、非課

税限度額を引上げる。その他、有価証券所得税(第4段階)やノルマ超過未完成建設税などが提案されている。

最後に対外経済関係の分野では、純経済的考慮に基づいて、全ての国との関係に単一の通貨・貿易制度を適用する。91年に世界市場価格・ハードカレンシーによる決済に移行する。またIMF、世銀などへの加盟の交渉が開始される。第1段階で、外貨控除ノルマチーフを導入し、11月1日より商業・非商業統一為替レートをほぼ1\$=2ルーブリに設定する。少なくとも5~10の大銀行で外貨売買を行う。また国内価格と世界市場価格とを均すための関税率を適用する。その後の段階でも、関税と輸出税が貿易の割当制や免許制の緩和に役立つ。第3段階でルーブリの国内交換性の条件が形成される。この点は輸入競争の組織化による独占対策として意義がある。

【所有と管理】 目標数字とともに、非国有化、私有化に対する積極的姿勢が示されている。まず第1段階では、国有財産——国有住宅・乗用車・トラック・未完成建築物・建築資材——の市民へ売却、相続権付土地の市民への有償譲渡、大企業の株式会社化、商業・サービス・食堂などの市民への売却が実施される。90年中に約50の国有企業を株式会社化する。金融財政引締めで財務危機に陥った企業の非国家化・株式会社化も行う。また消費者市場安定化のために、国有財産の売却、建築資材販売、住宅・ガレージ建設の促進、菜園用地譲渡などが重視されている。土地私有化の承認は共和国の自主性に委ねられる。第2段階では、非国家化と非独占化のエネルギーな推進により、大規模国有企業の株式会社化を約1,500実施し、株式売却益は国債償還資金として利用する。特に積極的に私有化されるべき分野は商業・公共食堂・サービスであり、この期に中小の商店・企業・食堂を50%私有化する。また既存の行政的独占構造を解体する。第3段階でもインテンシブな非国家化を継続し、400日までに工業固定資産の30~40%まで、建設・自動車運輸の

50%まで、商業・食堂・サービスの60%以上を株式会社化するか賃貸借化する。反独占立法と反独占機関設置を行い、行政的に組織された独占的生産合同の解体の決定、技術的独占への統制を行う。最後の第4段階では、株式会社化、賃貸借化は工業で70%、建設・自動車運輸・生産財卸売商業・小売商業・食堂・サービスで80~90%に到達する。

以上のように、非国有化に極めて積極的であるが、その困難も同時に指摘されている。すなわち、ソ連では約4万6千の工業企業、約76万の商業企業が非国有化の対象となり、ソ連全体で蓄積された固定資産価値は90年初頭に3兆ルーブリ、そのうち約2兆ルーブリが生産的資産、9,500億ルーブリが工業資産である。その磨耗と非能率を考慮しても、その数は1兆9,590億ルーブリと5,200億ルーブリという膨大なものになる。他方この資産に対する住民の需要は、1~1.5千億ルーブリと推定され、住民の今後の貯蓄を考慮しても、実際の私有化過程は約20年を要すると述べられている⁹⁾。

【所得分配・社会保障】 第1段階では、まず90年末まで賃金増加の税規制を維持する。また12月1日より、小売価格変動を考慮した所得インデクス化を導入するが、これは91年前半も維持される。第3段階では、国家賃金規制の廃止と最低賃金制の導入が行われ、労働市場の導入がすすめられる。この時期は、企業の財務状況の悪化と破産が発生して、とくに採取産業や重工業では雇用対策が重要になる。第4段階では、住宅市場発展により労働力市場形成が促進される。また労働立法、労働組合の役割も新しくなる。

【連邦・共和国関係】 シャタリン・プログラムの独自性は、共和国主権の尊重にある。すなわち主権共和国の経済同盟により共和国間経済連関の衰退を阻止することが提起されている。その基本原則は①主権国家の平等の原則、②国家の経済における役割をマクロ経済政策、市場インフラ形成、社会保障に限定、③経済同盟参

加の全主権国家による統一経済領域の形成と、自由な企業家的活動の条件の形成にむけた足並み揃えた政策、④同盟の全義務を引き受けない共和国に対するオブザーバーの地位の用意の4点にある。共和国はその領土内の国民的富の占有・利用・処分の法的規制の排他的権利をもち、土地・地下資源は共和国民の所有である。主権共和国の立法の最高位性が承認されている。共和国内経済主体は共和国のみに税を支払い、連邦財政は共和国から資金供給を受ける。連邦機能は8分野に限定されるが、その内容は大統領プログラムに近いから、紙幅の都合上ここでは省略する。

〔経済安定化〕 経済安定化措置が第1段階で集中的に実施される。その中心課題は、財政金融および貨幣流通の健全化にあるが、生産解体の対策も重視される。まず過剰流動性の増加防止策として、90年第4四半期に財政赤字を50億ルーブリまでに削減する。そのため対外援助の75%削減、国防省・KGB予算の20%以内での削減、生産的投資削減、91年1月より企業補助金の基本的停止、ソ連外国債の販売、財政支出への直接信用供与の禁止(ただし大統領令で12か月以内50億ルーブリ以内は可、不足は国債販売で補填)を行う。また新銀行システムによる通貨供給方式にも、通貨発行の抑制機能が期待されている。補助金削減の結果、約200企業の閉鎖が見込まれる。さらに90年末まで賃金の税規制を維持して住民所得増加を抑制する。所得インデクス化には、所得増加抑制の面もある。次に過剰流動性の吸収策としては、100~150億ルーブリの特別改革債券(3年期限)の発行、貯蓄銀行預金金利上げ、国有資産の売却、住宅建設の促進、新保険の導入、消費財および消費財生産原料優位の輸入構成などが指摘されている。生産解体危機の対策として、①91年7月1日まで既存の経済連関の維持と契約未遂行に対する制裁、②90~91年の間、環境問題で閉鎖された企業の生産再開、③ゴスナブ、商業省、アグロスナブの諸機関により形成される国家契約システムに基づく資材機械補

給の実施、④輸送の確保、市場インフラの至急整備、⑤安定化ファンドの創設が挙げられている。

第2段階では、自由化後の価格上昇が過剰流動性対策とみなされている。財政赤字削減の一層の努力が遂行され、連邦から共和国への財政移管により、補助金支払・所得補償は共和国の課題となる。生産解体の危機対策としては、91年度後半のための国家発注の配分が検討されている。第3段階でも、財政金融引締め・市場安定化の努力が続行されるが、競争や企業家活動が市場を安定化させるまでには至らず、インフレが悪化する可能性も指摘されている。住宅市場の急速な拡大が安定化要因として期待されている。

III 大統領プログラム

ここで検討するのは、ソ連邦最高ソビエトで承認された大統領報告『国民経済安定化と市場経済への移行の基本方向』であり、同ソビエトへ提出された同じタイトルの報告も参考にする。前者の方が詳しいが、いずれも各共和国の改革プログラムの基礎として位置付けられており、その意味で具体性に欠けるものとなっている。とくに目標数字が欠如している点は、大統領プログラムの一大特徴である。また大統領プログラムはルイシコフ・プログラムとシャタリン・プログラムとを統合して作成した経緯があり、その事もこのプログラムを抽象的にした一因である。さらに、ルイシコフ・プログラムよりは急進的であるが、シャタリン・プログラムよりはトーンダウンしているという、大統領プログラムの路線にも、両プログラム統合の影響が見られる。しかしこの事は、経済ペレストロイカにおけるゴルバチョフの後退を必ずしも意味しない。そもそもシャタリン・プログラムを基準にしたゴルバチョフ改革路線の判断は、その特徴を知る上で意義があるが、従来の経済ペレストロイカの継続か中断か、加速化か後退かを判断するには不適切である。ペレストロイカ路線の変遷を知るには、何よりもまずその過去との比較が必要だからである⁶⁾。

【改革テンポ】 市場経済への移行期間を、1.5～2年と設定し、それを4段階に分けている。これは500日より日数が多いが、他方ルイシコフの5年以上に比べれば極めて短い期間になっており、大統領プログラムはシャタリン・プログラムと同様に市場経済化の加速化路線に立っているといえる。第1段階は緊急措置プログラムであり、その内容は改革原則の法令化、経済安定化に要約される。財政赤字を削減し過剰流動性の吸収に勤めるとともに、銀行制度改革、非国有化・私有化、土地改革を開始する。この段階で、政府が卸売・小売価格を引上げ、そのコントロール下におく。また経済連関と対外経済関係の安定化をはかる。第2段階では、商品グループ別に段階的に価格を自由化し、インフレ抑制のために金融財政の厳格な引締政策を行う。また燃料・原材料、生活必需品などについては国家固定価格を維持し、その比重は全商品の3分の1以上とする。第3段階の課題は、市場の安定化と市場範囲の拡大にある。競争・企業家活動・価格安定化の条件が形成され、財政均衡化が進み、引締政策が緩和されて、経済活動が活発化する。第4段階では、経済安定化の時期が終了する。基本課題は経済安定化を強固なものにし、競争的市場環境を整備し、市場の自動制御メカニズムの機能を完全なものにする。非独占化、非国有化、私有化をかなり推進する。ルーブリの国内交換可能性の条件の形成が進み、外資導入が促進される。

以上の3プログラムの改革戦略を比較すると、第1ステップとして、過剰流動性対策と消費財市場安定化策を実施し、かつ改革措置体系を法令化するという点で共通している。しかし財政赤字削減テンポの点ではかなり異なり、シャタリン・プログラムでは90年第4四半期以内に50億ルーブリに削減、400日以内に均衡財政の達成を予定しているが、ルイシコフ12月報告では、3年近くかけて93年中に財政赤字をGNPの2.5～3%以内にまで圧縮する計画であった。9月報告ではこの目標達成を91年中に早めている。大統領プログラムのばあい、全体として1.5～2年の移行期の中のすでに第3段

階で、財政均衡化の進展が予定されているから、財政赤字削減テンポの加速化の点ではシャタリン・プログラムと大体同様である。しかし財政赤字削減目標を見ると、GNPの2.5～3%以内への圧縮が提案されているから、それはルイシコフ提案に近い。第2ステップで改革措置を実施する点で三者は共通しているが、価格改革の点では顕著な相違がある。大統領プログラムではルイシコフ同様に、価格の行政的引上げを実施し、その後に政府価格統制を維持しながら、段階的に価格を自由化する予定であり、行政的価格引上げなしで自由化を実施するシャタリン方針は排除されている。その後第3ステップで市場の安定化と拡大が行われ、第4ステップで金融財政の引締め政策が緩和され、自動制御メカニズムとしての市場が機能し始めるという構想も、ほぼ三者に共通していると言えよう。

【計画と市場】 「社会的志向経済」への移行が基本目標として掲げられ、社会主義と市場は矛盾しないという説明が添えられている。しかし「市場に固有な自動制御メカニズムによる経済バランスの確保」という見解が明確に述べられており、この意味で、計画経済構想はもはや放棄されたと見なしうる。従ってここでの「社会主義」は、市場を基本的需給調整メカニズムとする点で、従来のマルクス・レーニン主義的社会主義とは異質だといえよう。

市場経済へ移行するために形成すべきその機能条件として指摘されているのは、シャタリン・プログラムの8条件と同一である。従って大統領プログラムも経済に対する直接的な国家介入を拒否する立場に立つ。市場範囲の理解は、商品市場以外に労働・住宅・金融・外貨市場などを認めており、三者はほぼ同一の見解をもっているといえることができる。

次に価格改革については、自由な市場価格は市場経済にとり不可欠であるが、しかしそれへの移行を痛みの少ないものにするべきだという観点から、行政的価格引上と社会保障を伴う段階的価格自由化が提案されている。これはルイシコフ見解に沿うものである。大統領プログ

ラムの価格自由化目標は、92年までに狭い範囲の第一次的必需品だけが価格コントロール下におかれるようにする点にある。ここには具体的数字が示されていないが、それは92年までに70%の価格を自由化するという、ルイシコフ・プログラムとあまり大きな差異はないと考えられる。それはまた、400日以内に70~80%の価格自由化を行うというシャタリン・プログラムよりは、自由化テンポが1年ほど遅い。価格自由化には、厳格な金融財政引き締め、非国家化・非独占化の促進、競争の発展、市場インフラ整備が伴うべきこと、価格高騰のばあい、共和国レベルで一時的上限の設定や凍結ができること、基礎的燃料・原料は固定価格を維持することなどは、三者に共通している。

次に、銀行制度改革では、第1段階でルーブリを唯一の通貨とする二層銀行システムへ移行する。ゴスバンクは、中央銀行化され、その中央理事会は議長がソ連邦最高ソビエトにより任命され、残りは共和国中央銀行の代表より構成される。一部を除き国立専門銀行は商業銀行化される。共和国の銀行法令は連邦法と矛盾してはならない。この二層銀行システムへの移行の点では、三者は基本的には共通であるが、シャタリン・プログラムのばあい、米国流の連邦準備制度方式が採用されている点で他と異なる。

すでに新税制が導入済みであり、税制改革への言及は少ない。卸売価格の事実上の自由化と関連した超過利潤税の導入、国庫増収を図るための取引税適用範囲の拡大が提案されている。三者で税制改革の詳細に関しては相違があるが、基本点はほぼ同様である。

最後に対外経済関係の分野では、開放経済志向が明示されている。連邦レベルで、統一税関領域・通貨制度・投資制度・対外経済政策を形成する。企業は対外経済活動の権利を与えられる。従来の輸出入公団は貿易商社(株式会社)に再編する。従来の異なる外貨係数は廃止する。91年1月1日より、外貨売上は直接企業の口座に入り、その一部は対外経済活動銀行への売却が義務づけられる。外貨市場を創出する。また関税を政策的に利用する。IMF、世銀への加盟

交渉も行う。第4段階ではルーブリの交換可能性の条件が形成され、外資導入が促進される。開放経済を目指す点で、三者に相違は無い。

〔所有と管理〕 大統領プログラムによると、非国有化・私有化・所有形態選択の自由化など所有改革の目的は企業家的活動の自由——生産計画決定、納入者・消費者の選択、価格付け、利潤処分の自由——を保証する点にある。そこでは「市場経済の最重要要素としての自由な商品生産者の形成のためには、大部分の企業を国家干渉から救いだし、私有化を実施する必要がある。ここでいう私有化とは、私的所有への移行だけを必ずしも意味せず、集団・協同組合・株主・外国企業・私人に対して、国家的所有を様々な条件において譲渡あるいは売却することによって、所有者が交替するというより一般のプロセスのことである。これらの経営主体は市場経済の要請に最も良く応える⁷⁾と明確に述べられており、社会的所有構想は事実上放棄されたと見ることができ、ゴルバチョフの私有化理解がシャタリン・プログラムに比較してとくに後退しているとは思われない。他方ルイシコフ政府見解に比較すれば、私有化が断然重視されている。

非国有化を実施するために、ソ連邦国有資産ファンドを設立する。商業、食堂、日常生活サービス、修理・建設などの小企業の非国有化と私有化を優先するが、同時に工業の大中企業の株式会社化あるいは会社化を90年から開始する。国有資産や株式の購入の際、労働者集団に特典が与えられる。中小企業育成が重視される。土地改革の面では、異なる所有・経営形態の創出が主張される。農業従事希望者への土地提供が約束されているが、土地所有形態の問題は国民の意思表示により決定されるものとされた。不効率コルホーズ・ソホーズは協同組合・賃借人経営・農民経営に再編する。また労働力不足地域への農家移住の奨励案なども提起された。さらに反独占法の制定が考慮されている。

しかし、非国有化・私有化には、慎重な一面も見られる。例えば、国有資産売却の公開オー

クシヨンは、資産価値を落とさないように、需給関係を考慮して段階的に行うべきだとされる。またソ連における現在の固定ファンド価値は、帳簿価格で3兆ルーブリ、磨耗を考慮して2兆ルーブリ、企業の流動資産は8,000億ルーブリで、このうち90%が国有資産であり、その額は膨大であるから、非国家化プロセスは長期になるとのべるに止まって、大統領プログラムは非国有化や私有化のテンポを示す具体的数字を明示していない。この点は、500日以内に工業固定資産の70%を株式会社化か賃貸借企業化するなど具体的目標を掲げていたシャタリン・プログラムに比して、トーンダウンの印象を与える。しかしルイシコフ政府プログラムと異なり、それが私有化に前向きな姿勢を明確に打ち出している点は看過すべきではない。

【所得分配・社会保障】 第3段階で全国一律の国家賃率制度を廃止し、それは最低賃金制度のための規準に格下げする。また第1段階で小売価格を引上げる際、住民には物価上昇の平均85%の補償を実施し、預金金利引上げにより住民貯蓄を保護する。第2段階の価格自由化に伴い、住民保護のために小売価格変化に連動した所得インデクス化を導入する。その割合は、例えば年金生活者100%、俸給受領者70%などとする。また労働力再配分、一時的失業の発生が予想され、職業斡旋所、失業対策事業、失業手当などが重視される。上記の賃金制度の抜本の変革は、「労働に応じた分配」の社会主義的原則の放棄を意味する。

【連邦・共和国関係】 大統領プログラムの基本構想は、国家主権をもつ平等な共和国の連邦(フェデラーツィヤ)への統合にある。連邦財政は、共和国の同意により決定される連邦税による。支出面では、全連邦的権限の遂行に当てられる支出の他に、地域発展・支援ファンドを設ける。連邦機能の遂行を保証するために、共和国の共同所有としての連邦所有とその連邦管理を認める。共和国財政は共和国税による。共和国は統一経済領域すなわち全連邦市場を形成

し、自由な企業家的活動の支援や市場保護など、足並み揃えた政策を実施する。連邦政府の権限に属するのは、次ぎの諸分野である。すなわち①信用・貨幣・外貨政策、②最重要原料などの全連邦レベルでの価格規制、③統一市場保護のための関税(共和国間での商品移動制限は禁止)、④対外経済政策の統一、⑤特許・標準化・統計の統一的実施、経済予測作成、⑥国防、⑦燃料・エネルギーシステム・運輸システム・通信情報システムの管理、⑧地域発展ファンド・外貨ファンドの設立、環境保護、全連邦的意義を持つ社会政策などがそれである。なお連邦管理機関に移譲される権限は、主権共和国の同意なしには変更され得ない。共和国の義務違反に対する経済的責任を共和国は負担する。なお食料・農産原料の共和国間の納入は共和国間の契約に基づき実施される。

3プログラムの共通点は、共和国に国家主権を認め、全連邦規模の統一経済領域つまり全連邦市場が諸共和国の連合の基礎と見なされていることである。しかし、シャタリン・プログラムのばあい、共和国立法の最高位性が承認され、財政面でも共和国経済主体は共和国政府のみに税を支払い、連邦財政は共和国から資金供給を受けることになっていた。これに対して大統領見解のばあい、90年11月および91年3月に発表された連邦条約草案によると、ソ連邦が主権連邦国家として規定されており、連邦主権と共和国主権との関係が不分明である。また大統領プログラムでは連邦の独自課税権を認めている。この分野では大統領プログラムは、明らかにルイシコフ政府見解に近いといえる。

【経済安定化プログラム】 過剰流動性の増加防止策としては、まず財政赤字をGNPの2.5~3%以内に圧縮する。財政資金不足は、内外国債でまかない、ゴスバンク資金供給による補填は原則としてしない。財政支出を削減するため、生産的投資・国防費・行政経費の削減、一部例外を除く企業補助金の支払いの圧縮を行い、他方国庫収入を増やすため、取引税の適用範囲を拡大し、諸種の国有資産を売却する。過剰流

動性の吸収策としては、①有料サービス拡大、国有資産の売却、菜園利用料徴収、新規住宅・ガレージ建設促進、電話・自動車・パソコンなど住民資金の無利子前払保証販売の利用、預金金利引上、株式・社債・企業の売却、②大衆消費財の供給拡大、市場価格への移行、③小売・卸売・食堂などの分野の非独占化・私有化の推進が提案されている。経済連関の安定化のために、大統領令で91年は現在の経済連関を維持し、これに対する違反は制裁を課すこと、生産財供給確保のために国家契約システムをゴスナブ、商業省、農業資材機械スナブをベースに組織化することが提案されている。対外経済関係の安定化のためには、通貨の正常化を行い、外資導入を推進する。このためには軍事費削減が必要だとされる。西側支援の獲得、一部の燃料・原料・森林産地の対外賃貸借、合弁企業によるその加工が考えられる。株式販売、不動産賃貸借への外国投資家の参加を認め、外資導入でインフラ整備を行う。対外債務深刻化の中で、輸出促進・輸入制限を行い、必要最低限の外貨獲得のために、国家発注を行う。

この様に大統領プログラムは、ルイシコフの場合に比べ体系的、積極的であるが、シャタリンの場合と比較して、財政赤字の圧縮テンポが遅かったり、その削減の項目別目標数字が無くなっていたり、企業補助金の停止ではなく圧縮であったり、消極化の観がある。

【改革措置】 90年10月以降に制定された改革推進の法令の概略は、次の通りである⁸⁾。

①『市場経済への移行のための緊急措置について』(90年10月4日、ソ連邦大統領令；88年7月14日付けソ連閣僚会議決定 No. 741の価格表の適用によるその値上と契約価格への移行、併せて限界収益性を越える場合の超過利潤税の導入を決定。ここにはシャタリン・プログラムとルイシコフ政府プログラムとの折衷が見られる)。②『ソ連邦貯蓄銀行への預金に対する市民の関心の向上について』(90年10月25日、ソ連邦大統領令；11月1日より預金金利が、当時の年率3%から、1~3年5%、3~5年7%、5年

以上9%に引き上げられ、1982年国債の利率が3%から9%に、貯蓄銀行債券利率が4%から10%に引き上げられた)。③『対外貨ルーブリ商業レート導入と、全連邦外貨市場創出の措置について』(90年10月26日、ソ連邦大統領令；商業レートを1米ドル=1.8ルーブリとし、1月1日より外貨市場を開設し、そのレートで企業は外貨の売買が可能になる)。④『1991年における外貨利用特別手続きについて』(90年11月2日、ソ連邦大統領令)、『1991年における外貨フォンドの形成について』(90年12月8日、ソ連邦閣僚会議決定；企業は稼得した外貨の40%を対外経済銀行に売却する義務を負い、その後一定のノルマチーフに従い自己のために控除し、残りの90%を連邦一共和国外貨フォンドに、10%を共和国等外貨フォンドに納入する)。⑤『ソ連邦国有銀行に関する連邦法』、『銀行および銀行活動に関する連邦法』(90年12月11日；ゴスバンクの中央銀行化と二層銀行システムへの移行を決定)。⑥『売上税の導入について』(90年12月29日、ソ連邦大統領令；91年1月1日より生産財、消費財、サービスの販売に際し、5%の売上税を課税し、70%を共和国財政に、30%を連邦財政に納める)。⑦『財政外経済安定化基金の1991年創設について』(90年12月29日、ソ連邦大統領令；あらゆる所有形態の企業の固定資産完全更新用減価償却の20%の額、契約価格引上から得た超過利潤、企業資産の労働者集団への売却収入、12月1日の経済刺激フォンド残高の50%から基金を作り、企業や共和国の正常機能を確保する)。⑧『土地改革実施のための緊急課題について』(1991年1月5日、ソ連邦大統領令；農民経営・賃貸借経営・協同組合に300万~500万ヘクタールの相続可能な土地を分与する。非効率なコルホーズ、ソホーズは再編)。⑨『住民雇用に関するソ連邦と共和国の立法の基礎』(91年1月15日；強制労働の否定、職業選択の自由の承認、労働権の承認と政府による雇用対策、失業対策の実施)。⑩『1961年版50ルーブリ、100ルーブリ紙幣の支払いへの受理の中止と、市民預金からの現金の引出の制限について』

(1991年1月22日、ソ連邦大統領令、ほぼ同名のソ連邦内閣決定；1月23日より従来の高額紙幣の使用を禁止し、25日までの3日間に一定の制限のもとで新札と交換し、第2経済における遊休資金の吸収をはかる。勤労市民は、過去1年間の平均賃金の範囲内、ただし1千ルーブリ以内を無条件に交換でき、それを越えるばあい所得の正当性の審査が必要になる。91年前半は、預金の引出上限を月500ルーブリまでとするが、預金者は貯蓄銀行小切手で無制限に支払える。なおこの措置で吸収された過剰流動性は約80億と報告された)。⑩『通貨規制に関する連邦法』(91年3月1日；ソ連邦全体に統一した通貨制度を定め、外貨取引は Gosbank により定められた手続きに従うものとした)。⑪『小売価格改革と住民の社会的保護について』(1991年3月19日、ソ連邦大統領令；消費財市場の安定化を目指し、小売価格を平均60%引上げ、値上げ総額の85%を3月20日から値上げに先立ち補償。これに関連して所得税、利潤税の税率を引下げ、銀行預金の目減りは3月1日預金残高の40%を補償。預金引出制限は廃止する)。⑫『ソ連邦における市民の企業家的活動の一般原則に関する連邦法』(91年4月2日；市民が利潤獲得を目指し、リスクを負担して自主的に行う活動の権利と国家によるその保護を規定し、それが雇用労働を伴う場合も認める)。

以上の他に破産法、私有化法の草案が検討されているが、これらの改革措置と並んで、経済危機の深刻化に対処するために、例えば次の大統領令が出されている⁹⁾。①『1991年の生産物納入に関する経済契約の不満足な締結状況と関連した生産解体予防手段について』(90年12月14日、ソ連邦大統領令；12月中に契約締結すること、共和国など地方機関の決定で経済連関を破壊するものは無効とする)。②『経済サポータージュヤその他経済犯罪との闘争を保証する措置について』(91年1月26日、ソ連邦大統領令；内務機関、国家保安機関の企業立入検査を認め、食料その他消費財の抱込みを阻止するもの)。③『企業、合同、組織への物財供給のため

の緊急措置について』(91年4月12日、ソ連邦大統領令；共和国が企業による生産物の対外持出を禁止した法令の廃止を命じ、企業間の連関の解体の深刻化を克服しようとするもの)。このような国家発注や既存経済連関の維持は市場経済化を阻害する面をもつが、これは危機管理的緊急措置であり、旧システムへの回帰を目指すものでないことは明らかである。

IV 総括

以上の大統領プログラムとその実施過程から判断されることは、経済システム転換としてのペレストロイカが新段階に到達したという点である。確かに上から組織され、制御された形で市場経済へ移行するという意味でのペレストロイカも、政治的民主化と市場経済化との同時的進行という意味でのペレストロイカも終焉したように見える。しかしこれは経済システム転換の努力自体の放棄を意味するものでは決してない。また90年夏にシャタリン・プログラムに共感を示していたゴルバチョフは、9月から10月にかけて産軍複合体の圧力のもとにそれから後退し右傾化したともいわれる。だがこのような後退や右傾化の事実を看過することは正しくないが、同時にそれを過大評価することもまた正しくないと思われる。前節で検討したように、大統領プログラムでは、計画経済構想も、社会的所有構想も、いわゆる「労働に応じた分配」の原則も事実上放棄されている。金融市場、労働市場、財産所得も公認した。ゴルバチョフは、市場経済は社会主義と矛盾するものではないと同時に述べているが、彼の考える経済ペレストロイカの到達目標が、もはや従来のマルクス・レーニン主義的社会主義でないことは歴然としている。ここにはソ連の市場経済化構想の、ハンガリーなど中部ヨーロッパの構想への急速な接近を見ることができ、またマルクス主義的社会主義像への拘泥から多くの曖昧さを残していたルイシコフ構想からのその離脱を見ることができる。この意味で、私は、大統領プログラムの中で、彼の後退や右傾化よりも、ソ連経済ペレストロイカの質的發展を重視したい。

次ぎに問題になるのは、実行可能性の観点から見た大統領プログラムなどの評価である。この問題を検討するには、市場経済化の第1歩を踏み出すソ連の初期条件を整理しておく必要がある。それは大部分が60年以上にわたったソ連社会主義の構造的結果であり、次の8点に要約できる。第1は、連邦統一のイデオロギーとしての社会主義が機能を失い、民族主義の台頭と民族間紛争が深刻化し、二重三重政権が登場している点である。第2に、生産財の圧倒的部分が国家的所有であり、私的所有が欠如しているだけでなく、大規模な私的所有に対する市民の否定的見方が支配的である¹⁰⁾。第3に、独占が一般的であり、人為的に作られた組織的独占と技術的独占とが強固に存在している。第4に、企業経営者は市場経済の経験がなく、基本的に国家官僚であり、社会的セクターには企業家がほとんど不在である。第5に、経済生活安定の優位を重視する経済的価値観以外の近代的価値観が国民の間に定着しておらず、温情主義的関係が蔓延している。第6に、60年以上にわたって形成されてきた既得権益をもつ利害集団が、市場経済化に伴う不安感をもって緊張した状態にあり、労働者は何時でもストライキを実行する態勢にあるのに対して、市場経済化を自己の利益と感じてそれを積極的に推進する社会グループは小さく弱体である。第7に、共産党の単一党支配が崩壊し、政治指導部は政治的学習過程と政党再編過程の中であって、きわめて弱体であり、ポピュリズムに傾斜している。90年10月24日付『ソ連邦の法律や法令の有効性を確保するための連邦法』が施行されたが、法律無視の実態にはあまり変化がない¹¹⁾。第8に、重工業優先の産業構造や、民間資金の分散状況もその様な構造的条件であるが、極端な過剰流動性や消費財不足などは、政策的なものである。

これらの条件を前提にして、大統領プログラムの実行可能性を考えると、最大の問題として現れるのは、民族問題である。IMF、世銀など4機関のソ連経済レポートでも、この点がかかり重視されている。例えば、連邦規模で価格メカニズムを維持し課税制度を調和させるには、

共和国間の商品・労働・資本の移動の自由が確保されなければならないが、その障壁の増殖を回避するには、まず共和国間の政治的合意とそれを阻止する強制力が不可欠である点、また統一通貨制度を維持する以上、通貨と信用の中央コントロールが必要であるが、新銀行制度と政治当局(ソ連最高ソビエト)との間の責任、役割の問題が不明確である点を指摘している¹²⁾。

これまで連邦規模の国家的統一を確保してきた基本的ファクターは、社会主義イデオロギー、共産党独裁、集権制経済であったが、これが解体した今、それにかわり連邦規模の国民統合を促す市場も、イデオロギーも存在しない。いずれの共和国も市場経済化の道を歩み始めているが、それは長期の道程である。国民統合のイデオロギーとしては民族主義が台頭しており、これは共和国の分離独立の方向に作用し、共和国、民族的地域的領域は独自の国益や地域利益を公然と追求し始めている。高額紙幣交換、小売価格引上はソ連邦全体で一応実施されたから、共和国の行動には共同歩調の部分も見られるが、共和国政府はゴルバチョフ大統領の再三の禁止令にもかかわらず、共和国外への商品輸出を制限しているし、共和国中央銀行は連邦政府財政への送金を一部履行せず内部留保しておくなど、独自利益の追求に走っている¹³⁾。この様な状況では、中央銀行制度を通じた通貨管理の困難がユーゴスラビアの経験からも推測できる。従ってこの問題での政治的側面が重要になる。この点では、民族主義とポピュリズムの影響下にある共和国政治指導部に、大きな期待をよせることは出来そうにない。それと同時に民族主義の経済的側面をも見ておく必要がある。それは労働や資本が共和国の外へ積極的に移動する条件が欠如しているという問題である。労働移動には民族問題の他に、住宅市場形成という長期的問題がある。しかしより重要な点は資本移動の問題であり、これは次の企業私有化問題に含まれる。

国有企業の私有化は、シャタリン・プログラムでも民間資金の不足から15~20年を要する長期過程と見なされていた。500日以内に工業

資産の70%を株式会社化か賃貸借企業化するといっても、そこでの私有化の要素は微々たるものになる。各企業は主として国家と当該従業員が所有する(株式)会社に再編されるに過ぎない。この様な企業に、西側の私企業と同様の行動を期待することには無理がある。というのは、それは国民の生活安定などへの配慮が必要で、利潤増殖に第一義的な強い関心を持ちえない共和国政府と、労働者としての利害に拘束された株主労働者とによって経営されることになるからである。この様な企業を倒産させることは、やはり困難が予想されるし、企業利潤は企業の垣根の中や近隣に投資される傾向が予想される。とくに共和国政府による地域経済発展の追求は、投資を共和国内に振り向ける方向に作用しそうである。換言すれば、政府の要請や労働者の要求に逆らっても、利潤追求のために何処にでも進出して行くような企業はただちには形成されないのである。従って、株式会社化を通じた企業家の早期育成には無理があるし、自己の経済的利害から全連邦市場の形成に積極的に貢献する社会階層の形成にも時間がかかる。企業家が不在で、労働と資本の移動が活発に行われぬ市場が、中長期的にみて自動制御メカニズムとして円滑に機能するとは思えないし、連邦統合ファクターとしてどの程度作用するかも疑問になる。もちろん統一関税による市場保護は、国際競争力のない企業にも共和国にも有利になるし、連邦外貨ファンドや連邦レベルの再分配機構は経済未発展の共和国には有利になる。しかし統一関税は関税同盟で事足りるし、連邦国家を必ずしも必要としない。また再分配機構は、経済成長と経済発展が伴わない場合には、反って共和国間の対立の原因となりうる。従って、全連邦市場に基づく連邦国家という大統領プログラムも主権国家による統一的経済領域というシャタリン・プログラムも、極めて脆弱な基盤の上に立っており、長期に渡る不安定が予測される。

大統領プログラムの特徴の1つは、約2年間での基本的市場経済条件の形成を主張して、急進主義に歩み寄った点にある。そこでは市場の

自動制御メカニズムの導入の前提条件だけがインフレを抑制し、製品の多様化を促進するという理解が前提されている。これは、経済解体過程の進行と数十のアウタルキーの形成を阻止するには、1.5~2年以内に市場経済の基礎を急ぎ作る必要があり、その際金融財政の厳しい引締めは、生産者の資金不足と販売困難をもたらし、これが需要への生産の適合を促進し、また市場価格での商品の入手可能性が物々交換を解消させるというシャタリン・プログラムの見解を受け継ぐものである。両プログラムには、市場経済の基礎を2年以内に構築し、その後はマクロ経済政策で市場を制御して行くという共通見解が見られる。しかし市場経済を担う企業や企業家の育成はすでに述べた通り困難である。また独占企業の解体は生産活動を維持しながら進めざるをえないから、政治的にも経済的にも容易ではない。それ故当分の間は企業家不在の独占的国有企業のネットワークが前提される。しかしこのネットワークは、金融財政引締めに対して、西側企業と同様には反応しないことがすでに知られている。流動資金不足から企業が支払困難と販売困難に陥ったとき、需要への適合が促進されると見る大統領プログラムは楽観的すぎるし、インフレ抑制のために資金供給を制限すると、販売困難から倒産、失業が生じ、生産の解体が生じるから、価格自由化は慎重を要するというルイシコフ政府見解も現実的でない¹⁴⁾。実際には、企業が流動資金不足から支払い困難に陥り、売手企業が販売困難に直面したとき、企業間で相互に信用を与え合い、相互に助け合うため、予算制約が企業間で水平方向にソフト化してしまい、マクロ経済政策の期待通りの効果は得られないことが、すでにハンガリー、ポーランドの経験から明らかだからである。企業間の悪性商業信用が急膨脹し、貨幣や価格の企業活動への積極的作用が減退し、この意味では反って企業間関係は現物経済化する恐れさえあるのである。これは結局のところ、独占的国有企業の倒産は、移行期でも人々は生きていかなければならない以上、政治的にも経済的にも困難だという事情に由来する。従って、市場

経済の条件を短期間に形成し、その後はマクロ経済政策で問題を処理するという発想は、非現実的である。移行期を約5年と設定し、政府による直接的経済規制の余地を残しているルイシコフ政府の漸進主義の方が、この意味では、妥当性がある。しかしこの漸進主義が前提している政府の規制能力こそ、民族主義の台頭のもとでシャタリンらが危惧する点であろう。規制能力の維持には強力な政権が必要であり、ソ連の現状ではこれは強権政治や民族抑圧・戦争を含意しかねないからである。それ故漸進主義も急進主義も真理の一面を語り、しかもいずれも現実的でない。そして大統領プログラムのように、両者を統合したからといって、それが黄金の中庸となる訳では決してない。市場経済化の最大問題は、市場経済の主体形成にあり、そのクルーシャルポイントは国有企業の私有化と独占解体にある。この意味では、所有の非国家化を最重視するシャタリン・プログラムが高く評価されてよい。しかし、経済への行政的規制の後退とマクロ経済政策の有効性の向上は、この長期的プロセスの進行に依存しており、その間の経済に対する規制は複雑さと柔軟性を要求されよう。この点では、大統領プログラムは、現実によって修正されて行くことになると思われる。なお価格自由化方式、財政赤字削減の目標・テンポに関する対立は、経済的に見て合理的な急進主義か、政治条件を考慮した漸進主義かに帰着する。この点に関しては、インフレ・生活不安への国民の不満が政府に集中していく構造が残されている上に、その政府が弱体であるソ連社会の現状では、急進主義が賢明な選択とは思えない。この様な分裂は、統一的合理的プログラムを作り得ないほどに、ソ連経済の危機は深刻化していることを示すものであろう。

(一橋大学経済研究所)

注

- 1) 順に文献[4]1989年12月No.51. pp. 8-13,[3]1990. V. 25, pp. 1-4, VI. 22. pp. 1-2, IX 11. pp. 1-3を参照。
- 2) 拙稿[7]pp. 346-356を参照。
- 3) [5]p. 89によると、政府プログラムでは、国有資産売却により1991年までに過剰流動性が1400億ルーブリ吸収されることになっている。
- 4) [1]pp. 4,3を参照。
- 5) [1]pp. 76-77を参照。
- 6) 前者は[3]1990 X 27, pp. 2-5, 後者は[3]1990 X 17, pp. 1,3を参照。
- 7) [3]1990 X 27, p. 3.
- 8) 順に次の文献を参照。①[3]1990 X 5, p. 1. ②[3]1990 X 26, p. 1. ③[3]1990 X 26, p. 1. ④前者は[3]1990 XI 3, p. 2, 後者は[4]1991年1月No.1, p. 25. ⑤[3]1990 XII 18, pp. 3-4. ⑥[3]1990 XII 30, p. 1. ⑦同上. ⑧[3]1991 I 7, p. 1. ⑨[4]1991年2月No.6, pp. 22-24. ⑩[3]1991 I 23, pp. 1, 2, 1991 I 28, p. 2. ⑪[4]1991年3月No.12, pp. 18-19. ⑫[3]1991 III 20, pp. 1-2, III 25, p. 2, III 27, p. 2 および[3]1991 II 19 パブロフ報告を参照。⑬[3]1991 IV 10, p. 2.
- 9) 順に[3]1990 XII 15, p. 1, 1991 I 28, p. 1, 1991 IV 13, p. 1を参照。
- 10) 文献[2]を参照。
- 11) [3]1990 X 26, p. 3.
- 12) [6]pp. 73-75 参照。
- 13) [3]1991 IV 5, p. 2.
- 14) シャタリン・プログラム[1]p. 51, 大統領プログラム[3]1990 X 27, p. 2, ルイシコフ・プログラム[3]1990 V 25 p. 2を参照。なお、厳しい金融財政引締めの下で、投資が制限されているばあい、製品多様化は限られたものになる。

参考文献

- [1] Рабочая группа, образованная совместным решением М. С. Горбачева и Б. Н. Ельцина, «Переход к рынку—Концепция и Программа» Москва 1990.
- [2] Рутгайзер, В., Шпилько, С., Отношение населения к частной собственности, «Вопросы Экономики» 1990 No. 2 с. 67-72.
- [3] «Известия»
- [4] «Экономика и жизнь»
- [5] Commission of European Communities, «Stabilization, Liberalization and Devolution—Assessment of the Economic Situation and Reform Process in the Soviet Union,» 19 XII 1990.
- [6] IMF, WB, OERD, EBRD, *A Study of the Soviet Economy*, 1991.
- [7] 拙稿「ソ連経済改革構想の現実」『経済研究』1990年10月, Vol. 41, No. 4.